

新発田市新型コロナウイルス感染症傷病給付金 Q & A

Q（質問内容）	A（回答）
<p>【対象者】 今年度から事業を開始した者は含まれますか。</p>	<p>起算日（感染が判明し、療養を始めた日）以前に事業収入があれば、支給対象となります。</p> <p>開業届やこれまでの収支明細の分かる書類等で確認させていただくこととなりますので、申請書等と一緒に提出をお願いします。</p>
<p>【対象者】 事業所得の申告があれば、年金収入などがあっても対象となりますか。</p>	<p>事業主であれば、他の収入があっても対象となります。</p>
<p>【事業所得（収入）】 事業所得（収入）とはどのような収入のことですか。</p>	<p>農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業等から生ずる所得（収入）です。</p> <p>「所得税の確定申告書」においては、「営業等所得」と「農業所得」がこれにあたりますのでご確認ください。</p>
<p>【支給額】 事業所得が主であるが、アルバイト等で給与所得が多少あるために、被用者を対象とした傷病手当金に該当する場合はどうなりますか。</p>	<p>傷病手当金が優先となりますので、まずは、傷病手当金の申請をお願いします。該当する期間の傷病給付金を計算して、支給する傷病手当金が傷病給付金より少ない場合には、併せて申請いただき、その差額を傷病給付金として支給します。</p>
<p>【支給対象期間】 支給対象期間は。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため仕事に就くことができない期間となります。（医療機関が療養を必要と証明した期間）ただし、起算日から7日目ごとに1日を休業日とみなし支給対象から除きます。</p>
<p>【支給要件】 支給要件とは何ですか。</p>	<p>傷病給付金が適用される要件で、支給を始める日（支給の起算日）が令和2年10月1日から令和3年12月31日に属していれば、傷病給付金の支給対象となります。</p> <p>例えば、令和3年12月31日に新型コロナウイルス感染症の診断を受けて入院し、令和4年1月8日で退院したとすると、1月8日までが給付の対象となります。申請は退院後でも可能です。</p>